

(配布資料)

- 資料 1 議事次第
- 資料 2 委員名簿
- 資料 3 アニマルウェルフェアに関する意見交換会開催要領（案）
- 資料 4 アニマルウェルフェアに配慮した家畜の飼養管理の推進について
- 資料 5 アニマルウェルフェアに関する O I E の検討状況について
- 資料 6 我が国におけるアニマルウェルフェアに関する調査研究の状況について

アニマルウェルフェアに関する意見交換会(第1回)

議事次第

日時：令和4年1月27日(木) 13:30～15:30

場所：web開催

1. 開会
2. 開催要領の決定
3. 座長選出
4. 意見交換
 - ・アニマルウェルフェアに配慮した家畜の飼養管理の推進について
 - ・アニマルウェルフェアに関するOIEの検討状況について
 - ・我が国におけるアニマルウェルフェアに関する調査研究の状況について
 - ・その他
5. 閉会

アニマルウェルフェアに関する意見交換会委員名簿

【委員：25名】

いしかわ てるよし 石川 輝芳	農事組合法人しわひめスウィン 代表理事
おおき みちこ 大木美智子	(一財) 消費科学センター 代表理事
おおくま しげる 大熊 茂	(一社) 全国スーパーマーケット協会 調査役
おかだ ゆきお 岡田 征雄	全国酪農業協同組合連合会 企画管理部長
こうけつ みちよ 瀨瀬美千世	NPO 法人日本消費者連盟 事務局長
こんどう こうじ 近藤 康二	(公社) 中央畜産会 常務理事
しらいし ちあき 白石 千秋	(株) 群馬県食肉卸売市場 常務取締役
しんむら つよし 新村 毅	東京農工大学大学院農学研究院 教授
すぎい けん 杉井 拳	栃木県農政部 畜産振興課長
たかはし たつひこ 高橋 龍彦	全国農業協同組合連合会 畜産総合対策部長
たけうち まさひろ 竹内 正博	(株) イシイ 代表取締役社長
てらだ ふみのり 寺田 文典	元 東北大学大学院農学研究科 教授
なるみ しゅういち 鳴海 秀一	日本ハム(株) 執行役員 国内食肉事業部長
のぶおか せいじ 信岡 誠治	元 東京農業大学農学部畜産学科 教授
はらだ なえこ 原田 苗子	生活協同組合コープみらい・コープテリ生活協同組合連合会 CSR 推進部担当次長
ふじ さとこ 富士 聡子	オックス・ラ・大地(株) 執行役員 Oisix 商品本部長
まちや ない 町屋 奈	(公社) 日本動物福祉協会 獣医師調査員
まつお くにみつ 松尾 邦光	(一社) 日本成鶏処理流通協会 会長
みや しんじ 宮 真二	日本ケンタッキー・フライド・チキン(株) 品質保証部長
みやした けんじ 宮下 建治	日本マクドナルドホールディングス(株) 取締役執行役員
もり よしみつ 森 佳光	キューピー(株) 執行役員 広報兼深谷テラスプロジェクト担当
やぎ あつのり 八木 淳公	(公社) 畜産技術協会 技術普及部長
やまね かおり 山根 香織	主婦連合会 常任幹事
よねやま だいすけ 米山 大介	(株) ホクリヨウ 代表取締役社長
わたなべ まさかず 渡辺 雅一	(株) 明治 調達本部 酪農部長

(五十音順、敬称略)

アニマルウェルフェアに関する意見交換会開催要領（案）

1. 趣旨

令和3年6月3日に公表された「養鶏・鶏卵行政に関する検証委員会報告書」において、「今後の我が国におけるアニマルウェルフェアの推進に当たっては、最新の科学的知見、国際動向、流通・食品加工・外食・小売事業者の動向等の様々な要素も考慮した上で、より科学的・戦略的に対応していくべき。」との提言がなされた。

これを踏まえ、農林水産省は、同月15日に公表した農林水産省の改善策において、アニマルウェルフェアに関する最新の科学的知見や国際的動向を考慮した施策を推進するために把握した各種情報を共有し、アニマルウェルフェアに対する相互理解を深めるため、幅広い関係者による意見交換会を定期的を開催することとした。

このため、本開催要領によりアニマルウェルフェアに関する意見交換会（以下「意見交換会」という。）を開催することとし、以下のとおり必要事項を定める。

2 構成

- (1) 意見交換会は、以下の委員により構成するものとし、委員の数は30名以内とする。
 - ア 生産者
 - イ 食肉・食鳥処理場関係者
 - ウ 流通・外食関係者
 - エ 消費者団体関係者
 - オ 学識経験者
- (2) 臨時委員として、必要に応じ、専門的な立場から技術的な知見や意見を述べることができる有識者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- (3) オブザーバーとして、農林水産省及び環境省をはじめとする関係省庁の職員の出席を求め、説明及び意見を聴取することができる。オブザーバーは、委員又は臨時委員から求めがあった場合に限り意見を述べることができる。

3. 委員等の選任

(1) 推薦方法

委員及び臨時委員の選任に当たっては、各候補者の所属団体等から推薦理由を確認できる文書の提出を求める。なお、同一団体からの推薦は1名までとする。

(2) 任期

委員の任期は、2年とする。ただし、任期途中の欠員に伴い選任された委員の任期は前任者の残余期間とする。

臨時委員及びオブザーバーの任期は、意見交換会の当日限りとする。

4. 運営

(1) 意見交換会は、委員のうち1人を互選等により座長として選出する。

(2) 座長は、議事を進行するものとする。

(3) 座長は、必要があると認めるときは、関係者に検討会への出席を求め、意見を聴くことができる。

(4) 意見交換会は、非公開とする。

(5) 意見交換会の議事概要は、意見交換会終了後、出席委員の確認を得た上で公開する。

(6) この要領に定めるもののほか、意見交換会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

5. 事務局

意見交換会に関する庶務は、農林水産省畜産局畜産振興課が行う。

附則

この要領は、令和 年 月 日から施行する。

アニマルウェルフェアに配慮した 家畜の飼養管理の推進について

令和4年1月

農林水産省
畜産振興課

家畜のアニマルウェルフェア（Animal Welfare）とは

国際獣疫事務局（OIE）のアニマルウェルフェアに関する勧告の序論では、

- 「アニマルウェルフェアとは、動物が生活及び死亡する環境と関連する動物の身体的及び心理的状态をいう。」と定義されている。
- 「5つの自由」は、アニマルウェルフェアの状況を把握する上で、役立つ指針とされている。

- 日々の家畜の観察や記録
- 家畜のていねいな取扱い
- 良質な飼料や水の給与
等

適正な飼養管理

家畜のストレスや
疾病の減少

家畜の本来持つ
能力の発揮

家畜の健康の維持

安全な畜産物の生産と
生産性の向上

「5つの自由」とは、

- ① 飢え、渇き及び栄養不良からの自由、
- ② 恐怖及び苦悩からの自由、
- ③ 物理的及び熱の不快感からの自由、
- ④ 苦痛、傷害及び疾病からの自由、
- ⑤ 通常の行動様式を発現する自由

我が国におけるアニマルウェルフェアの状況

- 家畜の飼養管理の一般原則として、「動物の愛護及び管理に関する法律」及び同法に基づいた「産業動物の飼養及び保管に関する基準」や「動物の殺処分方法に関する指針」が定められている。
- また、アニマルウェルフェアに配慮した飼養管理を広く普及・定着させるため、畜産振興課長通知として「アニマルウェルフェアに配慮した家畜の飼養管理の基本的な考え方について」を発出。畜種別の飼養管理方法については（公社）畜産技術協会が「飼養管理指針」を作成し、本通知で参考とするように指導している。また、「輸送に関する指針」と「農場内における殺処分に関する指針」も作成。これらはOIEコードの改正などに合わせて随時改訂。
- なお、「家畜伝染病予防法」に基づき、疾病の発生やまん延を予防するために定めた飼養衛生管理基準やJGAP家畜・畜産物認証の基準にも、アニマルウェルフェアに関する項目を記載。

<一般原則>

動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法第105号)
産業動物の飼養及び保管に関する基準(環境省告示)
動物の殺処分方法に関する指針(環境省告示)

<基本的な考え方>

アニマルウェルフェアに配慮した家畜の飼養管理の基本的な考え方について(畜産振興課長通知)

<個別の飼養管理方法：（公社）畜産技術協会が作成>

アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針(肉用牛・乳用牛・ブロイラー・採卵鶏・豚・馬)
アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の輸送に関する指針
アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の農場内における殺処分に関する指針

<国際的指針>

OIEの陸生動物衛生規約(OIEコード)



「アニマルウェルフェアに配慮した家畜の飼養管理の基本的な考え方について」（令和2年3月16日付け畜産振興課長通知）

【概要】

- OIE（国際獣疫事務局）の陸生動物衛生規約（OIEコード）においてアニマルウェルフェアに関する勧告が順次採択されてきたことを踏まえ、平成29年に畜産振興課長名の技術指導通知を発出。
- 通知発出後におけるOIEコードにおけるアニマルウェルフェアに関する見直しなども踏まえ、アニマルウェルフェアに配慮した飼養管理を広く普及・定着させるための基本的な考え方を整理して示したもの。
- 本通知については、環境省と連携して都道府県を通じ、管理者及び畜産関係者へ周知。
- 具体的には、
 - 1 アニマルウェルフェアの定義等
 - 2 5つの自由の確保（5つの自由をそれぞれ確保するための対応内容）
 - 3 家畜の飼養管理、輸送及び殺処分に携わる者の責務
 - 4 その他（関係法令の遵守や、OIEコード・国内指針を参考とすること）

アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針

((公社) 畜産技術協会作成)

- 「アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針」については、学識経験者、生産者、獣医師、消費者等からなる検討会を設置し、平成21年から順次作成し、OIEコードの採択などを踏まえ随時改訂。

畜種	飼養管理指針	(参考) OIEコード
採卵鶏	平成21年3月 (令和2年3月改訂)	(令和3年5月の総会で非採択)
豚	平成21年3月 (令和2年3月改訂)	平成30年5月採択
ブロイラー	平成22年3月 (令和2年3月改訂)	平成25年5月採択
乳用牛	平成22年3月 (令和2年3月改訂)	平成27年5月採択
肉用牛	平成23年3月 (令和2年3月改訂)	平成25年5月採択
馬	平成23年3月	平成28年5月採択※1
輸送	令和元年6月 (令和3年3月改訂)	平成17年5月採択
農場内の殺処分	令和元年6月 (令和3年3月改訂)	平成17年5月採択※2

※1 「使役馬」について作成

※2 疾病コントロールを目的とし

作成

「アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針」

（（公社）畜産技術協会作成）のポイント

- アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理とは、最新の施設や設備の導入を生産者に求めるのではなく、家畜の健康を保つために、家畜の快適性に配慮した飼養管理をそれぞれの生産者が意識し、実行すること。

家畜の健康状態を把握するため、
毎日観察や記録を行う

飼養スペースの適切な管理・設定

家畜のていねいな扱い

アニマルウェルフェア
(家畜の快適性に配慮
した飼養管理)

家畜にとって快適な
温度を保つ

良質な飼料や水の給与

換気を適切に行う

畜舎等の清掃・消毒
を行い清潔に保つ

有害動物等の防除、駆除

家畜の能力が引き出され、家畜が健康になり、
生産性の向上や畜産物の安全につながる

○「アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の飼養管理指針」への適応状況（平成29年1月）

畜種	作業項目	「はい」
乳用牛	搾乳時を除き1日1回以上の観察をしている。	95.9
	生後2か月以内に除角を実施している。	47.3
	断尾をしていない。	77.0
	適切な分娩スペースを確保している。	68.3
	AWの必要性について理解している。	95.7
	適切な栄養素を含む飼料を給与している。	94.3
	十分な給水をしている。	96.3
	繋ぎ飼いにおいて、運動させる機会がある。	49.5
	暑熱・寒冷対策を実施している。	94.8
	危機管理マニュアルを作成している。	48.2
肉用牛	1日1回以上の観察をしている。	98.4
	生後2か月以内に除角を実施している。	12.2
	生後3ヶ月以内に去勢を実施している。	23.5
	適切な分娩スペースを確保している。	80.4
	AWの必要性について理解している。	96.2
	適切な栄養素を含む飼料を給与している。	98.0
	十分な給水をしている。	98.8
	暑熱・寒冷対策を実施している。	97.2
	突起物によるけがを防止している。	97.2
	危機管理マニュアルを作成している。	43.1
豚	1日1回以上の観察をしている。	99.0
	生後7日以内に断尾を実施している。	88.2
	生後7日以内に去勢を実施している。	78.5
	法令に基づく衛生管理措置を実施している。	98.1
	適当な飼養スペースを確保している。	95.3
	AWの必要性について理解している。	98.2
	適切な栄養素を含む飼料を給与している。	99.2
	十分な給水をしている。	99.4
	暑熱・寒冷対策を実施している。	93.4
危機管理マニュアルを作成している。	61.7	

畜種	作業項目	「はい」
採卵鶏	1日1回以上の観察をしている。	99.7
	ピークトリミングは餌付け後10日以内に実施している。	60.4
	誘導換羽実施中に水を飲ませている。	65.0
	適切な栄養素を含む飼料を給与している。	97.9
	十分な給水をしている。	99.3
	鶏舎等の破損によるけがを防止している。	99.3
	AWの必要性について理解している。	97.9
	適当なスペースで飼養している。	95.1
	暑熱・寒冷対策を実施している。	97.2
	危機管理マニュアルを作成している。	72.4
	ブロイラー	1日1回以上の観察をしている。
AWの必要性について理解している。		99.9
一定時間の暗期を設けている。		42.0
適切な栄養素を含む飼料を給与している。		100.0
十分な給水をしている。		99.9
鶏舎等の破損によるけがを防止している。		99.9
AWの必要性について理解している。		99.9
適当なスペースで飼養している。		99.6
暑熱・寒冷対策を実施している。		100.0
危機管理マニュアルを作成している。		93.8

出典：(公社)畜産技術協会「アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の飼養管理指針チェックリストに関するアンケート調査結果」より作成。

アニマルウェルフェアに関する O I Eの検討状況について

採卵鶏におけるOIEコード案の状況

令和3年5月のOIE総会に提案されたコード案

- ・ バタリーケージを含む多様な飼養形態を認める。
- ・ 砂浴びの区域、ついでみの区域、営巣の区域、止まり木を設置する場合の留意事項を示す。

加盟国の意見

アイルランド
(EU27カ国を代表)

止まり木等について「望ましい」では不十分であり、支持できない。

日本

案を支持。

米国

案を支持。
多くの国が懸念を示す止まり木等の「望ましい」との表現を削除

セネガル
(アフリカ地域53カ国を代表)

案を支持。

チリ

一部の提案は、すべての生産システムに適応可能な内容になっておらず、生産体制の変更を強制するような内容になっていることから、修正すべき。

NZ

止まり木等について「望ましい」では不十分であり、「設置すべき」との修正が望ましく棄権する意向。

英国

止まり木等の強く動機づけられた行動の実現が十分確保されていない懸念はあるが、すべての国が直ちに取組むことは困難であることは事実であり案は支持。

カナダ

案を支持。
軽微な修正で採択されるのであれば、修正は受け入れる。

【バタリーケージ】



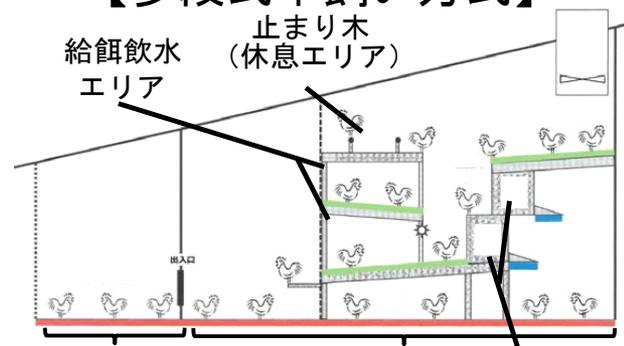
- 健康状態や産卵状況の確認等の個体管理が行いやすい。
- 闘争行動が軽減され、事故の発生等が生じにくい。
- 鶏と排せつ物との接触が少なく衛生的。
- 止まり木や営巣の区域が設置されていないため、通常の行動様式を発現する自由は制限される。

【エンリッチドケージ】



- ケージ当たりの羽数が増えることで、つつき等の闘争行動が生じやすい。
- 排せつ物が溜まりやすいものもあり、汚卵等が発生するおそれもある。

【多段式平飼い方式】



- 健康状態や産卵状況の確認等の個体管理が行いにくい。
- 破卵、汚卵が生じやすく、鶏卵の品質管理(巢外卵は廃棄する等)に留意する必要がある。
- 排せつ物が溜まりやすいものもあり、汚卵等が発生するおそれもある。

OIEコード (令和3年5月案)	○	○	○	ケージ飼いの割合 ^{※4}
米国	○ (一部の州は×) ^{※1}	○ (一部の州は×) ^{※2}	○	76.3%
フランス	×	○	○	47%
ドイツ	×	○ ^{※3}	○	5.0%
日本	○	○	○	94.1%
メキシコ	○	○	○	99.61%

※1：マサチューセッツ州、カルフォルニア州、オレゴン州、ミシガン州、コロラド州、ユタ州、ネバダ州、ワシントン州、ロードアイランド州。

※2：マサチューセッツ州、カルフォルニア州、オレゴン州、ミシガン州、コロラド州、ユタ州、ネバダ州。

(※1, ※2共に将来的な規制を含む。2022年1月時点畜産振興課調べ。)

※3：2025年に禁止(2022年1月時点畜産振興課調べ。) ※4：民間団体(IEC)による2020年の調査

我が国におけるアニマルウェルフェア に関する調査研究の状況について

我が国におけるアニマルウェルフェアの向上に資する調査・研究の実施状況

農林水産技術会議事務局予算（研究）

研究課題：スマート技術を活用した乳肉牛のアニマルウェルフェア対応型の飼育技術の開発

研究期間：令和元年度～令和3年度

代表機関：信州大学

共同研究：農研機構、長野県、山梨県、富山県、東京工他

主な研究成果：

①哺乳子牛用カウブラシの開発

疑似グルーミング装置（カウブラシ）の利用により、睡眠行動頻度が増加するなどの効果が確認された。

→民間企業から近々発売予定。

②哺乳時間が延長するニップル等の開発

吸引しにくいニップルの利用により哺乳時間が延長し、舌や口部を使った異常行動が抑制された。

→民間企業において製品化を検討中。

③繋ぎ飼いの乳牛における一時的な運動が免疫に及ぼす影響

野外で毎日1時間運動させることによって、免疫機能が向上する可能性が示された。

研究課題：鶏及び豚の快適性により配慮した飼養管理技術の開発

研究期間：令和4年度～令和6年度

代表機関：（公募中）

主な研究内容：

①バタリーケージにおける低コスト改修技術の開発

鶏卵生産の主な飼養方式であるバタリーケージについて「通常の行動様式を発現する自由」の向上に資する低コストな鶏舎の改修技術を開発。

②妊娠ストールにおける低コスト改修技術の開発

養豚における妊娠豚へのストールの使用について、使用時期やストールサイズの最適化を図る等、「通常の行動様式を発現する自由」の向上に資する低コストな豚舎の改修技術を開発。

③子豚の損耗率低減技術の開発

産まれた子豚の損耗率を低減する管理技術を開発。

畜産局予算（調査）

事業名：持続的生産強化対策事業（畜産GAP拡大推進加速化）

事業期間：令和3年度～

事業実施主体：（公社）畜産技術協会

事業内容：アニマルウェルフェアに関する国内の生産現場や流通等の実態調査、海外における関係文書の翻訳・研究情報の収集等を実施。

JRA畜産振興事業（調査）

事業名：快適性に配慮した肉用牛・豚の飼養管理普及事業

事業期間：令和3年度～令和4年度

事業実施主体：（公社）畜産技術協会

事業内容：肉用牛及び豚における外科的処置の実態、アニマルウェルフェアに対する生産農場における取組状況、優良事例等の調査等を実施。